



### 贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㊦	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㊧	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㊨	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 (申告書第一表の④の金額)	㊩	4,500,000円
基礎控除額	㊪	1,100,000円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 (申告書第一表の⑥の金額)	㊫	3,400,000円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊬	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㊬×㊦/㊩】	㊭	273,333円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊮	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㊮×(㊩-㊦)/㊩】	㊯	143,333円
税額(㊭+㊯) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㊰	416,666円

(例) 特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額(㊦)と一般贈与財産の価額(㊧)の合計額(㊩)から基礎控除額(㊪)を控除した課税価格(㊫)に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額(㊬・㊮)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(㊰)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額(㊬及び㊭欄の計算)  
 $㊩13,900,000円 \times 40\%$  (特例税率)  $- 1,900,000円$  (控除額)  $= ㊬3,660,000円$   
 $㊬3,660,000円 \times (㊦5,000,000円 / ㊩15,000,000円)$   
 $= ㊭1,220,000円$  (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 一般贈与財産に対応する税額(㊮及び㊯欄の計算)  
 $㊩13,900,000円 \times 45\%$  (一般税率)  $- 1,750,000円$  (控除額)  $= ㊮4,505,000円$   
 $㊮4,505,000円 \times \{(㊩10,000,000円 - ㊨0円) / ㊩15,000,000円\}$   
 $= ㊯3,003,333円$  (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 贈与税額の計算(㊰欄の計算)  
 $㊭1,220,000円 + ㊯3,003,333円 = ㊰4,223,333円$

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額(㊦3,000,000円)と一般贈与財産(㊧1,500,000円)の合計額(㊩4,500,000円)から基礎控除額(㊪1,100,000円)を控除した課税価格(㊫3,400,000円)に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(㊬410,000円・㊮430,000円)について、それぞれの財産に対応する税額(㊭273,333円・㊯143,333円)を計算し、その合計額(㊰416,666円)を計算します。